

ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議

本年2月24日に開始されたロシア軍によるウクライナへの軍事侵攻が続いており、我が国を含む国際社会は、ウクライナとロシアを巡る緊張の緩和と周辺事態の打開に向けて懸命な外交努力を重ねてきたが、現在多くのウクライナ国民はロシア軍の暴力と、老若男女の国民の悲嘆の下に置かれている。

このようなロシア軍の行動は、明らかにウクライナの状態と領土の一体性を侵害するものであり、一方的な武力の行使を禁ずる国際法への深刻な違反であるとともに、国連憲章への重大な違反であることは、すでに国際社会の認めるところである。

「恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚し」「平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意」する日本国憲法を奉ずる日本国民として、また最初の被爆国であり「非核平和の村宣言」をする清川村民の代表として清川村議会は、ロシア軍による軍事侵攻を強く非難する。

そしてロシアに対し、即時に攻撃を停止し部隊をロシア国内に撤収し、ウクライナ国民の安全を確保すると同時に、我が国企業および在留邦人の安全を確保するよう強く求めることを決議する。

令和4年3月10日

神奈川県愛甲郡清川村議会